

平成30年第2回（11月）

**広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録**

広島県後期高齢者医療広域連合議会



平成30年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1日（11月7日）

|                                                               |    |
|---------------------------------------------------------------|----|
| 出席議員                                                          | 1  |
| 欠席議員                                                          | 1  |
| 説明員                                                           | 1  |
| 議事補助員                                                         | 2  |
| 議事日程                                                          | 2  |
| 会議に付した事件                                                      | 3  |
| 開会・開議宣告(午後1時50分)                                              | 3  |
| 広域連合長の議会招集挨拶                                                  | 4  |
| 日程第1 仮議席の指定について                                               | 4  |
| 諸般の報告                                                         | 4  |
| 日程第2 議長の選挙について                                                | 5  |
| 追加議事日程                                                        | 6  |
| 日程第1 議席の指定について                                                | 6  |
| 会議録署名者の指名                                                     | 6  |
| 日程第2 会期の決定について                                                | 7  |
| 日程第3 副議長の選挙について                                               | 7  |
| 日程第4 議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について                          | 8  |
| 日程第5 議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について                        | 10 |
| 日程第6 議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について                       | 11 |
| 日程第7 議案第11号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について） | 13 |
| 日程第8 議案第12号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について             | 14 |
| 日程第9 議案第13号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定                      | 15 |
| 日程第10 議案第14号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）                | 22 |
| 日程第11 議案第15号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）         | 24 |
| 議了宣告                                                          | 25 |
| 広域連合長の閉会挨拶                                                    | 26 |
| 閉会宣告(午後2時55分)                                                 | 26 |
| 会議録署名                                                         | 27 |



広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第27号

平成30年11月7日(水曜日) 広島県医師会館

出席議員

|     |     |   |     |
|-----|-----|---|-----|
| 1番  | 谷   | 口 | 修   |
| 2番  | 星   | 谷 | 鉄正  |
| 3番  | 石   | 橋 | 竜史  |
| 4番  | 山   | 内 | 正晃  |
| 6番  | 中   | 田 | 光政  |
| 10番 | 塚   | 本 | 裕三  |
| 11番 | 連   | 石 | 武則  |
| 12番 | 大   | 本 | 千香子 |
| 13番 | 小   | 田 | 伸次  |
| 14番 | 堀   | 井 | 秀昭  |
| 15番 | 細   | 川 | 雅子  |
| 17番 | 井   | 上 | 佐智子 |
| 18番 | 秋   | 田 | 雅朝  |
| 19番 | 山   | 本 | 一也  |
| 20番 | 小   | 菅 | 巻子  |
| 21番 | 久留島 | 元 | 生   |
| 22番 | 沖   | 田 | ゆかり |
| 23番 | 中   | 川 | ゆかり |
| 24番 | 矢   | 立 | 孝彦  |
| 25番 | 大   | 林 | 正行  |
| 26番 | 信   | 谷 | 俊樹  |
| 27番 | 福   | 田 | 義人  |
| 28番 | 久保田 | 龍 | 泉   |

欠席議員

|     |     |   |    |
|-----|-----|---|----|
| 5番  | 加   | 藤 | 忠二 |
| 7番  | 道   | 法 | 知江 |
| 8番  | 仁ノ岡 | 範 | 之  |
| 9番  | 吉   | 田 | 尚徳 |
| 16番 | 牧   | 尾 | 良二 |

説明員

|          |     |   |   |   |
|----------|-----|---|---|---|
| 広域連合長    | 平   | 谷 | 祐 | 宏 |
| 代表監査委員   | 加賀美 | 和 | 正 |   |
| 広域連合事務局長 | 寺   | 崎 | 雅 | 浩 |

|                |         |
|----------------|---------|
| 広域連合事務局次長兼総務課長 | 谷 川 昌 行 |
| 業務課長           | 大 下 佳 弘 |
| 総務課企画財政係長      | 山 根 純   |
| 業務課課長補佐兼賦課収納係長 | 岡 本 巧 一 |

議事補助員

|         |         |
|---------|---------|
| 議会事務局長  | 山 西 一 幸 |
| 議会事務局次長 | 当 天 次 美 |
| 書記      | 谷 岡 英 子 |

議事日程（第１号）

（平成３０年１１月７日 午後１時５０分開議）

日程第１ 仮議席の指定について

日程第２ 議長の選挙について

追加議事日程

日程第１ 議席の指定について

日程第２ 会期の決定について

日程第３ 副議長の選挙について

日程第４ 議案第 ８号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第５ 議案第 ９号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第６ 議案第 １０号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第７ 議案第 １１号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）

日程第８ 議案第 １２号 広島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

日程第９ 議案第 １３号 平成２９年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定

|         |           |                                               |
|---------|-----------|-----------------------------------------------|
| 日程第 1 0 | 議案第 1 4 号 | 平成 3 0 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）        |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 5 号 | 平成 3 0 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |

---

会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

午後 1 時 5 0 分 開 会

○広域連合議会事務局長（山西一幸）

申し上げます。本日の定例会は、議長及び副議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長の議員が臨時の議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、江田島市の山本議員が年長でございますので、山本議員に臨時の議長として議事の進行を行っていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（山本一也）

ただいま紹介いただきました江田島市の山本です。地方自治法第 107 条の規定により、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員 28 名中 23 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから平成 30 年第 2 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

皆さんこんにちは。御紹介いただきました広域連合長の尾道市長の平谷でございます。平成 30 年第 2 回広域連合議会定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

また、本年 7 月の豪雨災害におきましては、県内の多くの自治体が甚大な被害を受け、議員のみなさまにおかれましては、一日も早い復興に向け、取り組んでおられることと存じます。

広域連合といたしましても、被災された被保険者の皆様が、これまでどおり安心して医療サービスが受けられるよう、保険料の減免及び医療機関に支払う一部負担金の免除にかかる事務を関係市町と連携して、現在行っているところでございます。

さて、本定例会では、平成 29 年度歳入歳出決算認定をはじめ、補正予算等の重要案件を提出させていただいております。

これらの案件につきましては、後ほど御説明申し上げますが、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（山本一也）

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第 1 号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山本一也）

異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

---

## △ 日程第 1 「仮議席の指定について」

○臨時議長（山本一也）

日程第 1 「仮議席の指定について」を議題といたします。「仮議席」は、ただいま御着席の議席といたします。この際御報告をいたします。一身上の都合

により、9名の方から辞職願が提出され、閉会中につき、それぞれ三次市の亀井源吉議員については4月20日付け、福山市の高田健司議員、池上文夫議員については5月15日付け、広島市の谷口修議員、渡辺好造議員、宮崎誠克議員、三宅正明議員については6月15日付け、呉市の渡辺一照議員については8月24日付け、府中町の繁政秀子議員については9月12日付けで許可されておりますことを御報告いたします。

---

## △ 日程第2 「議長の選挙について」

○臨時議長（山本一也）

次に、日程第2「議長の選挙について」を議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山本一也）

異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選ということに決定いたします。お諮りします。指名は、臨時の議長において行いたいと思っておりますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山本一也）

異議なしと認めます。臨時議長が指名することに決定しました。それでは、議長に1番谷口議員を指名いたします。お諮りいたします。1番谷口議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山本一也）

異議なしと認めます。よって、1番谷口議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました谷口議員が議長におられますので、当選の告知をいたします。以上で私の議事進行役を終わり、議長と交代させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（谷口修）

ただいま議長に選出いただきました谷口です。

引き続きの議長なんですけども、今後とも議員各位の御支援と御協力を賜りながら、広島県後期高齢者医療広域連合の円滑な議会運営を心がけたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは座らせていただきます。

○議長（谷口修）

本日の議事日程は、お手元にお配りしております、追加議事日程（第 1 号の追加 1）でございます。追加議事日程により議事を進めてまいりたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

---

## △ 日程第 1 「議席の指定について」

○議長（谷口修）

それでは、日程第 1 「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第 4 条第 1 項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席といたします。

なお、本日の会議録署名議員として 14 番堀井議員、25 番大林議員を指名いたします。

---

## △ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（谷口修）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議なしと認めます。よって、会期を本日1日間と決定いたします。

---

## △ 日程第3 「副議長の選挙について」

○議長（谷口修）

次に、日程第3「副議長の選挙について」を議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名は、議長において行いたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。それでは、副議長に10番塚本議員を指名いたします。お諮りいたします。10番塚本議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議なしと認めます。よって、10 番塚本議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました塚本議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。それでは、塚本議員を紹介いたします。

○副議長（塚本裕三）

失礼いたします。ただいま副議長に選出いただきました塚本でございます。一言御挨拶させていただきます。

このたび、皆様に副議長に御推挙いただきまして、誠に光栄に存じます。微力ではございますが皆様のご指導・ご鞭撻を賜りながら、議長の補佐役として広島県後期高齢者医療広域連合議会の円滑な運営に協力できますよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

この際、御報告いたします。理事者側の説明員として、平谷広域連合長、加賀美代表監査委員、寺崎広域連合事務局長、谷川事務局次長兼総務課長、大下業務課長、総務課山根企画財政係長、業務課岡本課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。また、議場配付いたしました例月出納検査の結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

---

#### △ 日程第 4 「議案第 8 号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（谷口修）

次に日程第 4 「議案第 8 号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。地方自治法第 117 条の規定により、6 番中田光政議員の退席を求めます。

○議長（谷口修）

では、本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただいま上程されました議案第8号について御説明を申し上げます。

本案は、渡辺一照氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在欠員となっており  
ます広域連合議員選出の監査委員として中田光政氏を選任することについて、  
御同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、中田光政氏は、現在、呉市議会副議長の職を務めておられ、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（谷口修）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件を同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議はないと認めます。よって、本件は同意されました。退席中の中田議員の入場を許可いたします。

○議長（谷口修）

中田光政議員の選任については、同意されました。

---

△ 日程第 5 「議案第 9 号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（谷口修）

次に日程第 5 「議案第 9 号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）  
（挙手）

○議長（谷口修）  
広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただ今上程されました議案第 9 号につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますよう、入山欣郎氏は、現在、大竹市長として御活躍中であり、学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（谷口修）  
本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。  
これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）  
異議なしと認めます。

○議長（谷口修）  
本件を採決いたします。

本件に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

---

#### △ 日程第6 「議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（谷口修）

次に日程第6「議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただ今上程されました議案第10号につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、高垣廣徳氏は、現在、東広島市長として御活躍中であり、学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（谷口修）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議なしと認めます。

○議長（谷口修）

本件を採決いたします。

本件に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

ただいま、選任に同意されました副広域連合長を紹介いたします。

なお、本日、東広島市の市長は公務のため、欠席されています。

ただいま選任されました入山副広域連合長より挨拶があります。

◎副広域連合長（入山欣郎）

（挙手）

○議長（谷口修）

入山副広域連合長。

◎副広域連合長（入山欣郎）

ただいま、副広域連合長の選任に御同意を賜りました大竹市長の入山でございます。

引き続きまして、今後とも高齢者医療制度が円滑に遂行できますよう、微力ではございますが、誠心誠意努めてまいりたいと思っております。御支援、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

入山副広域連合長におかれましては、公務の都合により退席されますので、御了承ください。

---

△ 日程第 7 「議案第 11 号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」

○議長（谷口修）

次に日程第 7 「議案第 11 号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）  
（挙手）

○議長（谷口修）  
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

それでは、ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第 11 号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」でございます。

議案書の 1 ページをお開きください。

広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をしたので同条第 3 項の規定によりこれを御報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容につきましては、別冊 1 の「平成 30 年第 2 回広域連合議会定例会議案資料」で説明をさせていただきます。

別冊 1 の 1 ページをお開きください。

1 の趣旨でございます。

保険料の減免申請期間は、普通徴収の方法によりまして保険料を徴収されている者については、納期限前 7 日までに、また特別徴収の方法により保険料を徴収されている者につきましては、特別徴収対象年金給付の直近の支払日の 7 日前までに、広域連合長に提出をしなければならないとなっておりますが、平成 30 年 7 月豪雨による災害のように、災害救助法が適用される程の甚大な災害

の場合、現行の規定の期限内に申請を行うことは困難であり、被保険者が不利益を被るため、必要な改正を行うものでございます。

2の内容でございます。

保険料減免申請期間について、災害その他やむを得ない事情により、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると広域連合長が認める場合は、広域連合長が認める日までに提出をするものとする規定を追加するものでございます。

3の専決処分をした日は、平成30年9月3日でございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。それでは本件を採決いたします。本件は、原案どおり承認することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は承認されました。

---

## △ 日程第8 「議案第12号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」

○議長（谷口修）

次に日程第8「議案第12号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

それでは、ただ今上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の３ページ、及び別冊１の「平成 30 年第 2 回広域連合議会定例会議案資料」の２ページをお開きください。説明につきましては、議案資料でさせていただきます。

「議案第 12 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」でございます。

１の改正の趣旨でございます。

平成 31 年５月に元号が改正されることに伴い、広島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例に関し、必要な改正をしようとするものでございます。

２の改正内容でございますけれども、別記様式中の「平成」の文字を削るものでございます。

３の施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。それでは本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

△ 日程第 9 「議案第 13 号 平成 29 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（谷口修）

次に日程第9「議案第13号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

なお本件の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいて結構です。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

それでは、「議案13号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について、御説明を申し上げます。

私の方から議案書について説明をさせていただき、歳入歳出決算書附属書類及び主要な施策の成果説明書につきましては、事務局次長及び業務課長に説明させます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは、議案書の説明に移らせていただきます。

議案書の6ページ、7ページをお開きください。一般会計の歳入でございます。一番下の合計欄でございますが、予算現額が11億2,162万円、調定額、収入済額ともに10億980万9,533円でございます。8ページ、9ページをお開きください。歳出は、同じく一番下の合計欄でございますけれども、予算現額が11億2,162万円、支出済額が10億529万5,572円、不用額が1億1,632万4,428円でございます。先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引きました、表の下、欄外に記載しております歳入歳出差引残額は451万3,961円となり、平成30年度に繰り越しをいたします。

以上、議案書の一般会計について御説明を申し上げます。

次に、附属書類の説明をさせます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

それでは、お手元の別冊２「歳入歳出決算書附属書類」の一般会計について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

別冊２の１ページ，２ページをお開きください。歳入でございます。「１款 分担金及び負担金」の収入済額は１０億 ９４３万 ８千円で、全額が２３市町からの事務費分賦金でございます。「２款 国庫支出金」の収入済額は ２０ 万円で、調整交付金でございます。「３款 財産収入」は、全額が基金の運用による利子収入で、収入済額は ５万 ７, ７０１ 円でございます。「４款 繰入金」は、収入実績がございません。「５款 繰越金」は、全額が平成 ２８ 年度の歳計剰余金で、収入済額は ５万 ２, ３４２ 円でございます。「６款 諸収入」の収入済額は ６万 １, ４９０ 円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。５ページ，６ページをお開きください。「１款 議会費」は、広域連合議会の開催に要する経費で、支出済額は ９６万 ２, ４３４ 円、不用額は １００万 ４, ５６６ 円でございます。続きまして、「２款 総務費」は、事務費や光熱水費、職員手当や給料等負担金をはじめとし事務所借上経費を含む総務管理費並びに選挙費及び監査委員費で、支出済額は ２億 ７, ９１１万 ９, ８８５ 円、不用額は ２, ６５８万 ５, １１５ 円でございます。ひとつ飛びまして、９ページ，１０ページをお開きください。「３款 民生費」でございます。これは、特別会計への繰出金で、支出済額は ７億 ２, ５２１万 ３, ２５３ 円、不用額は ８, ４４８万 ９, ７４７ 円で、これは、特別会計の事務費の縮減を行なったことによるものでございます。続きまして、１１ページをお開きください。一般会計の「平成 ２９ 年度実質収支に関する調書」でございます。議案書で説明させていただきましたように、「３ 歳入歳出差引額」，及び「５ 実質収支額」ともに ４５１万 ３千円でございます。

一般会計についての説明は以上でございます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

それでは次に、特別会計の決算について御説明申し上げます。座って説明をさせていただきます。議案書の １０ ページ，１１ ページをお開きください。特別会計の歳入でございます。表の一番下の欄でございますけれども、予算現額が ４, ０８５億 １, ４０８万 ９千円，調定額が ４, ００６億 ５, ０９６万 ５, ７８１ 円，収入済額が ４, ００５億 ４, ３８９万 ３, １７８ 円，不納欠損額が ４８万 ９, ７３６ 円，収入未済額が １億 ６５８万 ２, ８６７

円でございます。続きまして、12 ページ、13 ページをお開きください。歳出でございます。表の一番下の欄でございますけれども、予算現額が 4,085 億 1,408 万 9 千円、支出済額が 3,977 億 8,002 万 7,463 円、不用額が 107 億 3,406 万 1,537 円でございます。先ほどの歳入の収入済額からこの支出済額を差し引いた、表の下、欄外に記載しております歳入歳出差引残額は 27 億 6,386 万 5,715 円となり、平成 30 年度に繰り越しをいたします。

以上、議案書の特別会計について御説明を申し上げます。

次に、附属書類の説明をさせます。

◎業務課長（大下佳弘）

（挙手）

○議長（谷口修）

業務課長。

◎業務課長（大下佳弘）

それでは、別冊 2「歳入歳出決算書附属書類」の後期高齢者医療特別会計について、御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

12 ページ、13 ページをお開きください。「1 款 市町支出金」は、市町が被保険者から徴収した保険料と、医療給付費の 12 分の 1 相当分の市町負担金で、収入済額が 645 億 8,894 万 6,989 円でございます。「2 款 国庫支出金」は、医療給付費の 12 分の 3 相当分の国庫負担金や、広域連合間の財政調整を目的として交付される調整交付金などの国庫補助金で、収入済額が 1,342 億 4,360 万 7,231 円でございます。14 ページ、15 ページをお開きください。「3 款 県支出金」は、医療給付費の 12 分の 1 相当分及び高額医療給付費に対する県負担金で、収入済額が 329 億 1,147 万 7,652 円でございます。「4 款 支払基金交付金」は、現役世代が加入する健康保険組合等から医療給付費の 10 分の 4 相当分が、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、収入済額が 1,600 億 3,243 万 6,679 円でございます。「5 款 特別高額医療費共同事業交付金」は、国保中央会が実施している当該共同事業に全国の広域連合が拠出し、著しく高額な医療給付費が発生した場合に、国保中央会から交付される交付金で、収入済額が 7,545 万 9,669 円でございます。続いて、16 ページ、17 ページをお開きください。

「6 款 財産収入」は、基金の利子収入で、収入済額が 233 万 4,916 円でございます。「7 款 繰入金」は全額が特別会計事務費の一般会計からの繰入金で、収入済額は 7 億 2,521 万 3,253 円でございます。「8 款 繰越金」の収入済額は 74 億 3,445 万 3,121 円でございます。「9 款 県財政安定化基金借入金」は収入実績がございません。「10 款 諸収入」は、延滞金、預金利子、交通事故など第三者の行為により治療を受けた場合の第三者納付金等を収入したもので、収入済額は 5 億 2,996 万 3,668 円で、不納欠損額が 48 万 9,736 円、収入未済額が

1 億 658 万 2,867 円でございます。18 ページ, 19 ページをお開きください。

「10 款 諸収入 3 項 雑入 4 目 第三者納付金」の欄にあります収入未済額 3,448 万 6,240 円につきましては、これまでは納付分のみを調定額として計上しておりましたが、平成 29 年度より、第三者納付金の未納額も含めた確定金額で調定を計上するよう改めたこと等によるものです。「10 款 諸収入 3 項 雑入 5 目 返納金」は、一部負担割合の変更や医療機関の不正請求に伴う返還金であり、収入未済額 7,209 万 6,627 円のうち、滞納繰越分の 6,500 万円余りは、2 件の医療機関の不正請求による未済分で、これらについては、損害賠償債務承認弁済契約に基づき、分割で返済を受けております。第三者納付金や返納金の収入未済分につきましては、今後も適切な事務処理により、回収に努めてまいります。また、収入未済額左側の不能欠損額 48 万 9,736 円につきましては、過去に発生した収入未済であり、督促等、徴収事務を行ったものの収入されなかったため、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により、5 年経過により消滅時効となったものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。20 ページ, 21 ページをお開きください。「1 款 総務費」は、給付事業等の運営のための事務経費で、支出済額は 7 億 6,513 万 2,341 円でございます。不用額は 6,195 万 6,659 円であり、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの独自プログラムの開発が見込みを下回ったことや、平成 29 年 7 月から全国で運用が開始された特定個人情報の照会・提供を行うための中間サーバ等の負担金が見込みを下回ったことなどによるものでございます。「2 款 保険給付費」は、療養給付費及び審査支払い手数料等で、支出済額は 3,882 億 8,118 万 8,506 円、不用額は 106 億 1,055 万 5,494 円でございます。不用額については、平成 28・29 年度の保険料率の設定を平成 27 年度に行った際、1 人当たりの医療給付費の伸び率を平成 29 年度は対前年度 1.1%増と見込みましたが、実績の伸び率は対前年度 0.3%増となり、見込みを下回ったことが主な要因です。続いて、22 ページ, 23 ページをお開きください。「3 款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国保中央会が実施している当該共同事業に対する拠出金で、支出済額は 8,931 万 4,070 円、不用額は 2,895 万 7,930 円でございます。24 ページ, 25 ページをお開きください。「4 款 保健事業費」は、市町が実施した健康診査事業、歯科健康診査事業、長寿・健康増進事業や低栄養防止・重症化予防等推進事業に対する補助金を交付したもので、支出済額は 3 億 3,855 万 2,082 円、不用額は 107 万 2,918 円でございます。「5 款 基金積立金」は、広域連合が設置・管理しております後期高齢者医療給付準備基金への積立てを行ったもので、支出済額は、12 億 2,439 万 1,916 円、不用額は 84 円でございます。「7 款 諸支出金」は、国、県及び市町への療養給付費負担金の返還金や保険料還付金等で、支出済額は 70 億 8,144 万 8,548 円、不用額は 327 万 1,452 円でございます。26 ページ, 27 ページをお開きください。不用額の主なものは、保険料還付金及び還付加算金が見込みを下回ったことによるものです。続いて、28 ページをお開きください。特別会計の「平成 29 年度 実質収支に関する調書」でございます。議案書で説明いたしましたとおり、「3 歳入歳出差

引額」及び「５ 実質収支額」とも 27 億 6,386 万 5 千円でございます。なお、この実質収支には、国庫支出金、後期高齢者交付金等の概算交付分が含まれており、平成 29 年度の医療給付費等の確定による国等の負担金額の確定に伴い、平成 30 年度に精算し、返還するための財源となるものでございます。29 ページをお開きください。財産に関する調書でございますが、「４ 基金」につきましては、平成 29 年度末の時点での基金残高は、財政調整基金が 2 億 4,372 万円、後期高齢者医療給付準備基金が 106 億 9,641 万 7 千円となっております。

以上で「歳入歳出決算書附属書類」の説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

（挙手）

○議長（谷口修）

事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

それでは最後に、別冊 3「主要な施策の成果説明書」について、主なものを御説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。まず一般会計でございます。別冊 3 の 4 ページをお開きください。（２）後期高齢者医療特別会計繰出金事業でございます。特別会計で行う、給付事業等に要する事務費として、一般会計から民生費として、特別会計へ 7 億 2,521 万 3,253 円を繰り出したものでございます。続きまして、特別会計について御説明させていただきます。少し飛びますが、12 ページをお開きください。（１）後期高齢者医療広報事業でございます。パンフレットや新聞折込チラシを作成・配布するなど、後期高齢者医療制度の周知に係る広報活動を行い、制度の円滑な運営を図ったものでございます。事業費は、4,352 万 1,565 円でございます。続きまして、15 ページをお開きください。（３）医療費適正化対策事業です。後期高齢者医療制度の安定的な運営を確保するための事業に取り組み医療費の適正化を図ったものでございます。表の 2 段目にあります医療費通知は、不正請求の防止やコスト意識の高揚を図るため、受診年月、医療機関名、日数、医療費の総額等を掲載し、年 2 回、延べ約 76 万件通知いたしました。事業費は、4,918 万 7,032 円でございます。16 ページをお開きください。後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関しましては、ジェネリック医薬品希望カードの新規加入者への配付のほか、後発医薬品差額通知を実施し、後発医薬品の利用促進、医療保険財政の改善及び被保険者の自己負担の軽減を図りました。差額通知につきましては、平成 29 年度は 37,857 人に通知し、このうち後発医薬品切替者数は約 42%にあたる 15,784 人です。切替財政効果推計額は年額換算しまして約 3 億 2 千万円と試算しております。事業費は、594 万円です。続いて、重複・頻回受診者訪問指導は、レセプト情報等により選定しました重複・頻回受診者に対しまして、保健師等により訪問指導

を行い、適正受診を促進しました。平成 29 年度は、251 人を訪問指導した結果、約 71%の 178 人が改善されました。事業費は、453 万 6 千円でございます。17 ページをご覧ください。療養費支給申請書内容点検は、柔道整復、鍼、灸及びあん摩・マッサージに係る療養費の支給申請書に対して内容点検を行い、一部の申請において調査を行い、適正な給付に努めることにより療養費の適正化を図りました。平成 29 年度は、被保険者への照会を延 2,400 件行うなどいたしました。事業費は 951 万 48 円でございます。続きまして、18 ページをお開きください。

（４）療養諸費事業です。入院や入院外、歯科、調剤などの保険者負担分の療養給付費、コルセット等治療用装具を作製した場合などに給付される療養費等で、合計の保険者負担額は、表の下から 3 行目、小計の欄の右から 2 列目にありますように、3,712 億 4,228 万 1,599 円でございます。また、次の 19 ページには、受診率や 1 件当たり及び 1 人当たりの日数、費用額等を示しております。19 ページの表の一番下の行、療養給付費と療養費等を合わせた、1 人当たり費用額は、右から 2 列目にありますように 105 万 7,478 円、1 人当たりの保険者負担額は、一番右の列にありますように 92 万 9,479 円となっております。続きまして、20 ページをお開きください。（５）高額療養諸費事業です。月間で自己負担限度額を超えた場合に給付する高額療養費、年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が基準額を超えた場合に給付する高額介護合算療養費の給付を行ったもので、それぞれの件数と保険者負担額は上の表のとおりで、合計で 150 億 5,330 万 1,651 円となっております。続きまして、22 ページをお開きください。

（７）健康診査費補助事業でございます。これは、各市町が実施した後期高齢者の健康診査事業と歯科健康診査事業に対し、1 億 4,050 万 7 千円の補助金を交付し、受診の促進を図ったものでございます。まず、1 の健康診査事業でございますが、受診者数は 38,026 人です。前年度と比べ、受診者数が 4,635 人、受診率は 1.01 ポイント増加いたしました。次に、2 の歯科健康診査事業ですが、受診者数は 621 人、受診率は 0.16%となっております。引き続き、各市町の取組に協力するとともに、歯科健康診査につきましては、従来の補助金の交付に加え、平成 30 年度から業務委託による歯科検診の実施に取り組んでいるところで、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。続きまして、23 ページを御覧ください。（８）健康増進費補助事業です。まず、1 の長寿・健康増進事業については、市町が実施する被保険者の健康づくりを促進する事業に対して補助金を交付したもので、健康教育や相談、人間ドックや鍼、灸等への助成などの延べ 28 市町の事業に対し、1 億 7,406 万 82 円の補助金を交付しました。事業費は、前年度と比べ 807 万円余りの増となっております。続きまして、24 ページをお開きください。2 の低栄養防止・重症化予防等推進事業は、生活習慣病等の重症化予防や低栄養、運動機能低下などの進行予防を目的として、保健師等による訪問指導を実施した 2 市 1 町に対して、2,398 万 5 千円の補助金を交付したものでございます。

別冊 3 の説明は以上でございます。

なお、監査委員の意見書の説明は省略させていただきますが、平成 29 年度の歳入歳出決算書等につきましては、本年 8 月 24 日に監査委員の審査をいただき、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、また、予算の執行は、適正であると認めていただきました。

以上で、「議案第 13 号 平成 29 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑については発言の通告がありません。本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありません。本件討論を終結いたします。それでは、本件を採決いたします。本件は、原案どおり認定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は認定されました。

---

## △ 日程第 10 「議案第 14 号 平成 30 年度広島県後期高齢者医療広域連合 一般会計 補正予算（第 1 号）」

○議長（谷口修）

次に日程第 10「議案第 14 号 平成 30 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。「議案第 14 号 平成 30 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてでございます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは、議案書の 14 ページをお開きください。一般会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 3,041 万 4 千円を減額し、予算の総額をそれぞれ 11 億 4,495 万 7 千円とするものでございます。15 ページを御覧ください。この補正の内容について御説明いたします。

まず、歳入でございます。「2 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金」の 5 万円の追加は、厚生労働省が主催する会議の参加に要した経費について、新たに補助金の交付対象となったことによる、国からの追加交付分を計上したものでございます。「4 款 繰入金 1 項 基金繰入金」の 3,497 万 7 千円の減額は、先ほどの補助金追加交付及び特別会計への事務費繰出金の減額による財政調整基金からの繰入額の減額分を計上したものでございます。「5 款 繰越金 1 項 繰越金」の 451 万 3 千円の追加は、平成 29 年度の決算剰余金を計上したものでございます。恐れ入りますが、16 ページをお開きください。歳出でございます。「2 款 総務費 1 項 総務管理費」の 451 万 3 千円の追加は、平成 29 年度の決算剰余金につきまして、財政調整基金へ積立する額を計上したものでございます。「3 款 民生費 1 項 社会福祉費」の 3,492 万 7 千円の減額は、特別会計への事務費繰出金の減額分を計上したものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口修）

本件の質疑についても、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 11 「議案第 15 号 平成 30 年度広島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 1 号）」

○議長（谷口修）

次に日程第 11「議案第 15 号 平成 30 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。「議案第 15 号 平成 30 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございます。

恐れいりますが、座って説明させていただきます。議案書の 17 ページを御覧ください。特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 42 億 8,465 万 6 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4,060 億 9,699 万 9 千円とするものでございます。議案書の 18 ページをお開きください。この補正の内容について御説明いたします。

まず、歳入でございます。「1 款 市町支出金 1 項 市町負担金」の 15 億 9,179 万円の追加は、平成 29 年度の負担金の精算に伴い、各市町から広域連合へ追加納付していただく額を計上したものでございます。「2 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金」の 2,215 万 2 千円の追加は、平成 29 年度の高額医療費負担金の精算に伴い、国からの追加交付分を計上したものでございます。同じく「2 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金」の 3,521 万 7 千円の追加は、保険料未納者に対する収納対策及び平成 31 年 3 月から稼働予定の標準システムの更新作業に伴う、広域連合が独自でカスタマイズしております経費等に対する国からの補助金を計上したものでございます。次に「3 款 県支出金 1 項 県負担金」の 2,215 万 2 千円の追加は、平成 29 年度の高額医療費負担金の精算に伴い、県からの追加交付分を計上したものでございます。「4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金」の 15 億 9,192 万 7 千円の減額は、平成 29 年度の医療給付費の確定に伴う後期高齢者交付金の返還金について、平成 30 年度の交付金へ充当することに伴う減額を計上したものでございます。「7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金」の 3,492 万 7 千円の減額は、先ほど申し上げました標準システムのカスタマイズに係る経費が国の補助対象となることから、一般会計からの繰入額の減少額を計上したものでございます。同じく「7 款 繰入金 2 項 基金繰入金」の 14 億 5,562 万 1 千円の追加は、歳入と歳出の差額について、後期高齢者医療給付準備基金から繰入する額を計上したものでございます。「8 款 繰越金 1 項 繰越金」の 27 億 6,386 万 4 千円の追加は、平成 29 年度の決算剰余金を計上したものでございます。「10 款 諸収入 1 項 延滞金、加算金及び過料」の 46 万 8 千円の追加、及び「3 項 雑入」の 2,024 万 6 千円の追加は、平成 29 年度の市町が被保険者から徴収した保険料延滞金、市町が実施した事業、保険料還付金等の精算に伴い、市町から納付していただく額を計上したものでございます。

続きまして、19 ページを御覧ください。歳出でございます。「1 款 総務費 1 項 総務管理費」の 26 万 4 千円の追加は、先程御説明申し上げました市町が実施する保険料収納対策に係る広域連合から市町への補助金を計上したものでございます。「7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金」の 42 億 8,439 万 2 千円の追加は、平成 29 年度国庫支出金等の精算に伴い、国などへ返還する額を計上したものでございます。以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件も、質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言通告がありませんので、本件討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方、御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

○議長（谷口修）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

◎広域連合長（平谷祐宏）

平成 30 年第 2 回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜りました。厚くお礼申し上げます。

引き続き、安定した制度の運営に向け、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

---

○議長（谷口修）

議員各位におかれましては、案件について、審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心から御礼申し上げる次第でございます。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 2 時 5 5 分                      閉                      会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 | 谷口修 |
|--------------------|-----|

|                      |      |
|----------------------|------|
| 広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 | 山本一也 |
|----------------------|------|

|                    |      |
|--------------------|------|
| 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 | 堀井秀昭 |
|--------------------|------|

|                    |      |
|--------------------|------|
| 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 | 大林正行 |
|--------------------|------|